

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名陸流通株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市守山区新守山2905番地
工場等の名称	名陸流通株式会社 メイリクビル
工場等の所在地	名古屋市守山区新守山2905番地
業種	運輸業、郵便業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	貨物自動車運送事業、倉庫事業、人材派遣業
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月21日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) メイリクビル2F 窓口
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-794-6511		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は地球温暖化の重大なる問題点を認識し、環境保全につながる事業展開を推進し、事業活動のあらゆる分野を通じて、持続的発展が可能な会社の実現に貢献します。

①経済運転によるエコドライブの推進

急加速・急発進の抑制に努め、待機時間のアイドリングを極力少なくします。

②省エネルギー活動の推進

事務所で使用する電気使用エネルギー使用料を、令和6年度までに令和3年度比3%削減します。

③環境保全を配慮した自動車の利用

事務所で運行管理している自動車の使用燃料を、令和6年度までに令和3年度比3%削減します。

④環境を考えた自動車の導入

低公害車を令和6年度までに全保有数の70%に構成にします。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

地球環境委員会

推進委員会：専務取締役

推進員：エコ推進員

↓

社員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,921	t-CO ₂
①を二室除く（温室効果ガス換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,921	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量	1,921	t-CO ₂	1,748	t-CO ₂	9.0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

毎年度3%減で計算して3年間で9%を削減したいと思います。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房	・冷房温度28℃、暖房温度19℃を徹底する。 ・空調機器のフィルターを一週間に一回の清掃を徹底する。	電気使用量を年1%削減させる。
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	・使用していない部屋や昼休み・時間外消灯を徹底する。	電気使用量を年1%削減させる。
省エネルギー・省資源の行動の実践・OA機器	・パソコン・コピー機の離席時・退社時のスイッチオフを徹底する。	電気使用量を年1%削減させる。
自動車輸送に関わる対策	・エコドライブの徹底。 ・低公害車の導入。	低公害車を令和3年度までに5台導入する。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

①FAX・コピー機の使用で電子共有フォルダーを使い、ペーパーレス化の実現。 ②環境ラベル商品等の購入、使用をします。 ③通勤における公共機関の利用促進をします。
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

①定時退社出来る日を多くする。 ②エレベーターの利用を出来るだけ控えるようにする。 ③公共交通機関、自転車、徒歩で通勤出来る者は利用する。
